主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人樋口恒通の上告理由について。

甲一号証約束手形によれば、その裏面のA(上告人)の裏書部分には「表書の金 額D科学株式会社社長E殿又は其の指図人へ御支払相成度候也」なる指図文言の次 に目的又は附記として「拒絶証書作成の義務を免除す」との記載がありそれに次い でAの署名があること原判決の判示するとおりである。そして同号証によれば右裏 書部分上部の欄外には上告人の捺印が一つあること所論のとおりであるが、右捺印 は拒絶証書作成義務免除文言(これは印刷不動文字によつて記載されている)の上 部にはなく指図文言の方の上部にあるのであるから、右捺印はむしろ裏書文言の記 載に過誤のあつた場合を考えてその記載の訂正に備えたものかさもなければ欄内の 記載を確認する趣旨でなされたものと解し得るのであつて、これを所論のように慣 習ないし経験則上免除文言抹消のための捺印と解さねばならぬものということはで きない。されば原判決が同号証中上告人の裏書部分の記載捺印全体の態様に照らし、 反証がないため、その上告人の署名は手形面上一個の署名が裏書の署名たると共に 拒絶証書作成義務免除の署名を兼ねたものと認め、これによつて上告人が本件手形 をD科学株式会社社長EことFに対し拒絶証書作成義務を免除して裏書譲渡した事 実を認定したのは相当であつて、その認定に経験則等の違背はなく、これを目して 証拠によらない事実認定となすを得ず、すべて所論の違法はない。論旨は理由がな L10

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する。

最高裁判所第三小法廷

	裁判長裁判官	垂	水	克	己	
	裁判官	島			保	
	裁判官	小	林	俊	Ξ	
裁判官河村又介、	同本村善太郎は病気	のため	署名押印す	ることだ	ができない	١

裁判長裁判官 垂 水

克 己